

あなたの出番です

宮城野区岩切にお住まいの
あかま しろろ
赤間 士朗 さん
にお話を伺いました。

Q 就農のきっかけは？

A 父が頑張っている姿を見ていて、農地を一人で維持していくのは厳しいと感じ、技術を学んでいるうちに、やりたい気持ちが強くなりました。周りに担い手がいない、誰かがやらなければ、という使命感もありました。

Q 大変だった点は？

A 条件の良し悪しがある中で、安定して作物を作るため

の最適な方法を模索することや、どうすれば品質と量の確保ができるのか、見定めに行くのが大変でした。

Q 農業の魅力は？

A 一般的には収穫の時でしょうが、私は5月に植え付けた苗が育って、7月に青々となった田んぼを見た時に、とても達成感を感じます。一生懸命手間をかけて、報われたと思った瞬間が楽しい。それが魅力です。

Q 仕事以外の楽しみは？

A 楽天イーグルスを応援しています。試合を見て、勝敗によって喜んだり悲しんだり、それが楽しいですね。



Q 今後の目標は？

A 先輩方のような立派な作物を作るため、試行錯誤しながら真剣に取り組んでいます。安定した良い品質の作物が作れるようにしていきたいと思います。

(聞き手：編集委員 関場 淳)

区域活動報告

若林区七郷区域

七郷区域では農業委員2名、農地利用最適化推進委員4名が月1回集まり、前月の総会の報告や各委員が収集した情報交換をするとともに、終了後全員で区域内の農地パトロールを行っています。



七郷区域の農地は震災で被災しましたが、震災後のほ場整備により大規模化され、以前よりも良い条件で営農ができています。今は耕作放棄もほぼ見受けられませんが、当区域でも近い将来必ず「後継者不足」という大きな問題が出てくると考えています。そのため、農業者や関連部門と協力し、先導して対策を進めていくことが私たち委員の役目です。

担い手不足が懸念される中、明るい話題として、若い女性が経営する新規参入法人が、イチゴ園の立ち上げを計画しており、7月の活動ではその状況を調査しました。現在、地盤整備中の段階ですが、順調に経営できるよう支援していきます。

(編集委員 伊藤 憲一)

編集後記

今回「あなたの出番です」で紹介した農業者は、一緒に区域活動を行っている農業委員のご子息ということもあり、我が子の成長を見守るような気持ちになりました。

若い農業者の頑張りを目の当たりにし、私も新米編集委員としてもっと頑張りたい!と力をもらいました。

(会報編集チーム 齋藤 清太)



※駐車の際は、市役所本庁舎の来庁者用駐車場をご利用ください。電話 214-4308

令和4年 秋季号

仙台市 農業委員会だより

The Newsletter of the Agricultural Committee

編集・発行/仙台市農業委員会

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

電話 022(214)4308(直通)

FAX 022(215)5803

発行日/令和4年10月1日

仙台市農業委員会 [検索](#) または で検索



副市長と農業委員

農業委員会 佐々木会長(左)から意見書を受け取る藤本仙台市副市長(右)

「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書」を提出しました

本農業委員会では、農業者や農業関係団体等から寄せられた意見・要望を「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書」に取りまとめ、仙台市長へ8月22日(月)に提出し、令和5年度の市の施策立案や予算編成への配慮を要望するとともに、農業者が生産意欲と将来に対する力強い展望を持って、安心して農業に取り組んでいける農業政策の展開を、国・県等に対して強く求めていくよう要望しました。

農業委員が一人ずつ直接意見を述べる機会も設けられ、ご出席の藤本章仙台市副市長からは、「本市農業の現状や課題、農業者の苦労を改めて認識しました。ご提言につきましては、仙台市としてどのように具体化していくか、検討してまいります」とのお言葉をいただきました。

提出した意見

- 1. 担い手への農地利用の集積・集約化
- 2. 遊休農地の発生防止・解消
- 3. 担い手支援の充実強化
- 4. 地産地消の推進
- 5. 鳥獣被害対策
- 6. 農業関連施策の充実

※詳しくは、ホームページをご覧ください。

農地利用状況調査を実施しました

農業委員会では7月から9月にかけて、市内全域を対象とした農地利用状況調査（農地パトロール）を実施しました。

農業委員、農地利用最適化推進委員が約75.9ha（649筆）の農地について、1筆ずつ目視により確認し、遊休農地の状況や違反転用の有無などを判定しました。



今後は調査結果を基に、耕作が可能な遊休農地は所有者に対し「利用意向調査」を行い、耕作の再開や農地中間管理事業の利用を促すとともに、再生が困難と判定された農地は非農地判断を行うなど、農地の利用促進を図っていきます。

有害鳥獣による被害が増加しています!!

クマやイノシシが農地を荒らしたり、人を襲ったりする被害が増加しています。雑草が生い茂った遊休農地は、鳥獣の隠れ家となります。被害が拡大しないよう、農地の草刈りを徹底し、適切な管理に努めてください。

お知らせ 農地改良工事の手続きを変更しました

田に土を入れ、畑にするなど、農地への盛土・掘削等の工事を行う場合には、事前に農業委員会へ農地改良工事の届出が必要です。

10月の農業委員会総会に係る届出から、次のとおり手続きを変更しました。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

主な変更点

1. 搬入土・盛土の仕上がり面の高さ・勾配・セットバック等に関する規定を新たに決めました。
2. 隣接所有者等への説明や経過報告が必要となりました。
3. 農業委員会への事前協議が必要となりました。
4. 届出様式が変わりました。

問い合わせ先 [事務課農地係] 電話 214-4340

農地基本台帳 補正調査を行います

農業委員会では毎年9月、仙台市内に居住し、10a以上の農地を耕作している農業者を対象に「農地基本台帳補正調査」を行っています。

世帯や農地の状況を把握するための「農地基本台帳確認申告書」を送付しますので、内容に変更や訂正がある場合は、令和4年11月4日(金)までにご提出ください。

問い合わせ先 [事務課振興係] 電話 214-4353

農地法第3条の許可実績

令和4年3月から6月までの農地法第3条（売買・賃借等）の許可実績は、次のとおりです。

区	月	3月		4月		5月		6月		計	
		件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)
青葉		2	8,147			2	26,846	1	410	5	35,403
宮城野		1	4,538			1	3,834			2	8,372
若林		1	478	2	906	1	794	2	7,755	6	9,933
太白		3	7,955	1	405	6	9,041			10	17,401
泉		3	6,804	1	570	7	21,581	4	6,488	15	35,443
計		10	27,922	4	1,881	17	62,096	7	14,653	38	106,552



ご存じですか? 農業者年金

農業者年金で豊かな老後生活を送りましょう!

令和4年から農業者年金制度が変わりました

1. 若い方の保険料の引き下げ (令和4年1月1日から)

35歳未満で認定農業者に該当しない等、一定の要件を満たす方は、月額1万円から通常加入できるような保険料が引き下げになりました。

<保険料引き下げ（保険料1万円以上）の対象者>

次の(1)～(5)のいずれにも該当しない方

- (1) 認定農業者で青色申告者
- (2) 認定就農者で青色申告者
- (3) (1)または(2)の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または直系卑属
- (4) 認定農業者または青色申告者
- (5) (1)または(2)以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者

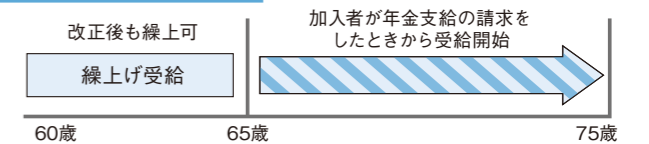
<留意事項>

通常加入で2万円未満の保険料を選択している方が、35歳または認定農業者になった等、上記(1)～(5)のいずれかに該当した場合には、通常加入の保険料2万円以上に変更または政策支援加入の手続きが必要となりますので、ご注意ください。

2. 受給開始時期の選択肢の拡大 (令和4年4月1日から)

加入者の判断により、65歳から75歳までの間で農業者年金の受給開始時期が選択できるようになりました。(右図参照)

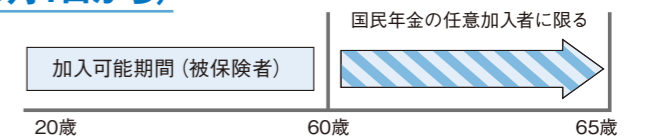
(※特例付加年金は65歳以上で年齢制限なし)



3. 加入可能年齢の引き上げ (令和4年5月1日から)

農業者年金の加入可能年齢が、65歳未満に引き上げられました。

※国民年金の保険料納付期間が480月(40年)に達するまで



農業者年金の6つのメリット

1. 農業に年間60日以上従事する国民年金第1号被保険者は、加入することができます。(60歳未満に限る。ただし、国民年金の任意加入者は65歳未満まで加入可能)
2. 少子高齢時代に強い「積立方式・確定拠出型」の年金です。
3. 通常加入の場合、保険料の額は自由に決められ、加入後いつでも見直すことができます。
4. 終身年金で、80歳前に亡くなられても死亡一時金があります。
5. 税制面で大きな優遇措置があります。
6. 一定の要件を満たす農業者には、保険料の国庫補助があります。

<<農業者年金のご相談・お問い合わせ先>>

お近くの農地利用最適化推進委員、農業委員または事務局職員まで、お気軽にご相談・お問い合わせください。

[事務課振興係] 電話 214-4353